

幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例の概要

1 制定趣旨

平成16年6月、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第85号）が制定された。地方分権の進展等に対応し、地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大などの任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成等を図るための措置が講じられたものであり、この中で、定年退職前の一定の年齢に達した場合において、部分休業を取得することができる「高齢者部分休業」の制度が創設された。

この高齢者部分休業は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献などを想定し、条例で制定した上で、高齢者として条例に定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務時間を短縮する部分休業を認めることができる制度である。

この度の定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の1つとして高齢者部分休業制度を導入するため、本条例を制定するもの。

2 条例の概要

- ① 部分休業承認の単位 1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行う。（第2条第1項）
- ② 制度利用可能年齢 高齢者として条例に定める年齢を60歳とする。（第2条第2項）
- ③ 給与 勤務しない時間については、減額して支給する。（第3条）